

# 安全データシート

作成日 2006年11月20日

改訂日 2024年 7月12日

## 1.製品及び会社情報

製品名： OSプライマーERS  
会社名： オバナヤ・セメントックス株式会社  
住所： 三重県いなべ市北勢町東村1339  
電話番号： 0594-72-6488  
FAX番号： 0594-72-6253  
担当部門： 製造部 工場管理課  
整理番号： M3201

## 2.危険有害性の要約

### GHS分類

#### 物理化学的危険性

引火性液体： 区分2

#### 健康に対する有害性

急性毒性 経口： 分類できない

急性毒性 経皮： 分類できない

急性毒性 吸入： 区分4

皮膚腐食性/刺激性： 区分1

眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性： 区分1

呼吸器感作性： 分類できない

皮膚感作性： 区分1

生殖細胞変異原性： 分類できない

発がん性： 区分2

生殖毒性： 区分1A

特定標的臓器毒性(単回ばく露)： 区分1、区分2、区分3

特定標的臓器毒性(反復ばく露)： 区分1、区分2

誤えん有害性： 区分1

水生環境有害性 短期(急性)： 区分2

水生環境有害性 長期(慢性)： 区分2

オゾン層への有害性： 分類できない

### GHSラベル要素



注意喚起語： 危険

危険有害性情報： 引火性の高い液体及び蒸気

吸入すると有害

重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷

重篤な眼の損傷

アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ

発がんのおそれの疑い

生殖能又は胎児への悪影響のおそれ

臓器(中枢神経系、呼吸器系、肝臓、腎臓)の障害

臓器の障害のおそれ

眠気又はめまいのおそれ

長期にわたる、又は反復ばく露による臓器(神経系、呼吸器系)の障害

長期にわたる、又は反復ばく露による臓器(中枢神経系、腎臓)の障害のおそれ

飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ

- 水生生物に毒性  
長期継続的影響によって水生生物に毒性
- 注意書き: 《安全対策》
- 使用前に取扱説明書を入手すること。
  - 全ての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。
  - 熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。
  - 容器を密閉しておくこと。
  - 容器を接地しアースをすること。
  - 防爆型の電気機器／換気装置／照明機器等を使用すること。
  - 火花を発生させない工具を使用すること。
  - 静電気放電に対する措置を講ずること。
  - 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。
  - 取扱い後は接触部位や手をよく洗うこと。
  - この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
  - 屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。
  - 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。
  - 環境への放出を避けること。
  - 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面／保護マスクを着用すること。
- 《応急措置》
- 飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡すること。口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。
  - 皮膚に付着した場合：多量の水で洗うこと。
  - 直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。
  - 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
  - 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
  - 直ちに医師に連絡すること。
  - 気分が悪い時は、医師の診断／手当てを受けること。
  - 特別な処置が必要である。(ラベル／SDSを医師に見せ判断を得よ。)
  - 無理に吐かせないこと。
  - 皮膚刺激又は発疹が生じた場合：医師の診断／手当てを受けること。
  - 汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。
  - 火災の場合：消火するためにABC消火器等を使用すること。
  - 漏出物を回収すること。
- 《保管》
- 容器を密閉して涼しく換気の良い場所で、施錠して保管すること。
- 《廃棄》
- 内容物や容器を法令に従って適切に廃棄すること。

### 3.組成及び成分情報

単一製品・混合物の区分：混合物

主成分：ビスフェノールA型エポキシ樹脂

成分及び含有量：

成分名	含有量	CASNo.	化審法	安衛法 通知物質	化管法
ビスフェノールA型エポキシ樹脂	20～30%	—	登録あり	非該当	非該当
エチルベンゼン	30%	100-41-4	3-28	該当	該当
キシレン	20%	1330-20-7	3-3	該当	該当
トルエン	7.9%	108-88-3	3-2	該当	該当
メチルエチルケトン	10～20%	78-93-3	2-542	該当	非該当
その他	—	—	登録あり	非該当	非該当

※各法令の詳細は「15.適用法令」を参照のこと。

#### 4.応急措置

眼に入った場合：	直ちに大量の清浄な水で15分以上眼を洗浄した後、出来るだけ早く眼科医の診察を受ける。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。
皮膚に付着した場合：	汚染された衣類、靴等を速やかに脱ぎ捨てる。ガーゼ等の布でよく拭取り、大量の水及び中性石鹼を使ってよく洗い落とす。溶剤・シンナー等は使用しないこと。 外観に変化が見られたり、痛み・かゆみ等がある場合は直ちに医師の診察を受ける。
吸入した場合：	風通しの良い空気が新鮮な場所へ移して呼吸しやすい姿勢で休息させること。 症状が改善しない場合には、医師に連絡すること。
飲み込んだ場合：	直ちに水道水で口内をすすぎ、速やかに医師の診察を受ける。意識がない場合は、口から何も与えてはいけない。医師の指示による以外は無理に吐かせないこと。

#### 5.火災時の措置

消火剤：	小火災 二酸化炭素、粉末消火剤、散水、乾燥砂などを用いる。 大火災 泡消火剤を用いて空気を遮断する。
使ってはならない消火剤：	棒状注水
特有の危険有害性：	火災によって刺激性、腐食性又は毒性のガス及びヒュームを発生するおそれがある。
特有の消火方法：	消火剤のうち、散水以外の消火剤を利用すること。 危険でなければ火災区域から容器を移動する。 移動不可能な場合、容器及び周囲に散水して冷却する。 消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。
消火を行う者の保護：	消火作業の際は、適切な空気呼吸器、化学保護衣を着用する。

#### 6.漏出時の措置

人体に対する注意事項：	漏洩した場所の周辺には、ロープを張るなどして人の立ち入りを禁止し、危険区域での火気使用を禁止する。風下の人を退避させる。 作業の際には必ず保護具を着用する。
環境に対する注意事項：	漏出した物が下水、河川に流出するのを防ぐ。
多量の漏出時：	可能な限りせき止めし、ポンプ(防爆型)等で回収する。又は砂、ウエス等に吸着させドラム等に回収する。
少量の漏出時：	砂、ウエス等に吸着させ密閉容器に回収する。

#### 7.取扱い及び保管上の注意

取り扱い上の注意：	全ての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。 吸い込んだり、眼、皮膚及び衣類に触れないように適切な保護具を着用し、直接の接触を防ぐ。 局所排気装置等を設置して換気を良くする。 休憩所には洗顔、洗眼、手洗い等の設備を設け、取扱い後に手、顔等をよく洗う。 労働安全衛生法、消防法等の関連法規に準拠して作業する。 火気厳禁。周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。 容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの取扱いをしてはならない。 接触、吸入又は飲み込まないこと。 眼に入れないこと。 取扱い後はよく手を洗うこと。 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。 環境への放出を避けること。 「8.ばく露防止及び保護措置」を確認のこと。
保管上の注意：	直射日光を避け、容器を密栓して風通しの良い屋内に保管する。 ボイラー等熱源付近や可燃物の近くに置かない。
混触禁止物質：	「10.安定性及び反応性」を参照のこと。
容器：	消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。 ステンレス等の密閉容器を使用すること。

## 8.ばく露防止及び保護措置

管理濃度・許容濃度：

成分名	管理濃度 (PPM)	許容濃度 (PPM)	
		日本産業 衛生学会	ACGIH (TWA)
エチルベンゼン	20	50	20
キシレン	50	50	100
トルエン	20	50	20
メチルエチルケトン	200	200	200

設備対策：

蒸気の発生源や取扱い作業場所には、密閉系設備又は局所排気装置等を設ける。  
 防爆の電気・換気・照明機器を使用すること。  
 静電気放電に対する予防措置を講ずること。  
 局所排気装置の設置、設備の密閉化又は全体換気を適正に行うことが望ましい。  
 洗顔、洗眼、手洗い場等設置。

呼吸器の保護具：

防毒マスクを着用。

手の保護具：

ゴム手袋等の適切な保護手袋を着用。

眼の保護具：

側板付普通眼鏡型又はゴーグル型保護眼鏡を着用。

皮膚及び身体の保護具：

不浸透性の保護衣、保護手袋、長靴、眼鏡及び前掛け等を着用。

## 9.物理的及び化学的性質

物理状態：	液状
色：	微黄色透明
臭い：	芳香臭
融点／凝固点：	データなし
沸点、初留点及び 沸騰範囲：	80°C(原料データとして)
爆発範囲：	データなし
引火点：	-7°C(原料データとして)
自然発火点：	データなし
分解温度：	データなし
pH：	データなし
溶解度：	種々の有機溶剤に可溶。
n-オクタノール／ 水分分配係数(log 値)：	データなし
蒸気圧：	データなし
比重(密度)：	約 0.9

## 10.安定性及び反応性

安定性：	通常の貯蔵条件では安定。
反応性：	酸、塩基と接触すると反応熱を伴って硬化する。 空気中の水分等と結合し硬化するため、水分の除去が必要である。
避けるべき条件：	高温多湿、混触危険物質との接触、火源。
混触危険物質：	強酸化剤、強ルイス酸、強無機酸、強無機塩基、有機塩基(特に1,2級の脂肪族アミン)

## 11.有害性情報

急性毒性 経口：	分類できない
急性毒性 経皮：	分類できない
急性毒性 吸入(気体)：	分類できない
急性毒性 吸入(蒸気)：	区分4 混合物計算推測値(LC50):5074.24ppm 吸入すると有害な物質を含む
急性毒性 吸入 (粉じん、ミスト)：	分類できない

皮膚腐食性／刺激性：	区分1 重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷がある物質を含む
眼に対する重篤な 損傷性／眼刺激性：	区分1 重篤な眼の損傷がある物質を含む
呼吸器感作性：	分類できない
皮膚感作性：	区分1 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれのある物質を含む
生殖細胞変異原性：	分類できない
発がん性：	区分2 発がんのおそれの疑いのある物質を含む
生殖毒性：	区分1A 生殖能又は胎児への悪影響のおそれのある物質を含む
特定標的臓器毒性 (単回ばく露)：	区分1、区分2、区分3 臓器(中枢神経系、呼吸器系、肝臓、腎臓)の障害のある物質を含む 臓器の障害のおそれのある物質を含む 眠気又はめまいのおそれのある物質を含む
特定標的臓器毒性 (反復ばく露)：	区分1、区分2 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器(神経系、呼吸器系)の障害のある物質を含む 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器(中枢神経系、腎臓)の障害のおそれのある物質を含む
誤えん有害性：	区分1 飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれのある物質を含む

## 12.環境影響情報

生態毒性：	データなし
残留性・分解性：	データなし
生体蓄積性：	データなし
土壤中の移動性：	データなし
水生環境有害性 短期(急性)：	区分2 水生生物に毒性のある物質を含む
水生環境有害性 長期(慢性)：	区分2 長期継続的影響によって水生生物に毒性のある物質を含む
オゾン層への有害性：	分類できない
<ul style="list-style-type: none"> <li>・漏洩、廃棄などの際には、環境に影響を与えるおそれがあるので、取扱いに注意する。 特に、製品や洗浄水が、地面や川、排水溝に直接流れないように対処すること。</li> </ul>	

## 13.廃棄上の注意

残余廃棄物：	処理に関しては、十分な知識を有する専門家の指示に従う。 残余物の処理は、焼却炉で少量ずつ処理するか、都道府県知事の許可を受けた信頼できる廃棄物処理業者に廃棄物の危険・有害性を充分告知の上、その処理を委託する。
汚染容器・包装物：	空容器は残油または気化した蒸気の引火、爆発の危険があるので密栓し、指定場所に保管する。残油の回収、蒸気開放等未処理の空容器の切断、溶接等の加工はしない。 廃棄する場合は内容物を完全に除去した後処分する。
焼却する場合：	珪藻土、おが屑などに吸入させて開放型の焼却炉で焼却する。

## 14.輸送上の注意

注意事項：	輸送に際しては、容器の破損、腐食、漏れのないことを確認する。転倒、落下、損傷のないように積み込み、荷崩れ防止を確実にを行い、該当法規に従い、包装、表示、輸送を行う。
-------	--

国連分類： クラス 3 (引火性液体)  
 国連番号： 1263  
 容器等級： II  
 緊急時応急措置指針番号： 128  
 陸上輸送： 消防法、労働安全法に定められる運送方法に従うこと。  
 海上輸送： 船舶安全法に定められるところに従うこと。  
 航空輸送： 航空法に定められるところに従うこと。

## 15.適用法令

消防法： 危険物第4類第1石油類 危険等級II 非水溶性液体  
 化審法： 優先評価化学物質(法第2条第5項、平成23年4月1日告示第7号)  
 50 エチルベンゼン  
 125 キシレン  
 46 トルエン  
 87 4, 4'-イソプロピリデンジフェノールと1-クロロ-2, 3-エポキシプロパンの重縮合物(別名 ビスフェノールA型エポキシ樹脂)  
 労働安全衛生法： 名称等を表示すべき危険物及び有害物  
 (法第57条第1項、施行令第18条第1号～第2号別表第9)  
 第70号 エチルベンゼン  
 第136号 キシレン  
 第407号 トルエン  
 第570号 メチルエチルケトン  
 名称等を通知すべき危険物及び有害物  
 (法第57条の2第1項、施行令第18条の2第1号～第2号別表第9)  
 第70号 エチルベンゼン  
 第136号 キシレン  
 第407号 トルエン  
 第570号 メチルエチルケトン  
 第2種有機溶剤等(施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号)  
 第11号 キシレン  
 第37号 トルエン  
 第44号 メチルエチルケトン  
 特定化学物質・第2類物質・特別有機溶剤等  
 (施行令別表第3第2号、特化則第2条第1項第3号の3)  
 3の3 エチルベンゼン  
 管理濃度設定物質(法第65条の2、昭和63年9月1日告示第79号・別表)  
 4の2 エチルベンゼン  
 45 キシレン  
 62 トルエン  
 68 メチルエチルケトン  
 作業環境測定対象物質(法第65条第1項、施行令第21条)  
 第7号 エチルベンゼン  
 第10号 キシレン  
 第10号 トルエン  
 第10号 メチルエチルケトン  
 危険物・引火性の物(施行令別表第1第4号)  
 4の3 その他の引火点0℃以上30℃未満のもの  
 4の3 キシレン  
 4の2 メチルエチルケトン  
 健康障害防止指針公表物質(法第28条第3項、平成3年8月26日告示第57号)  
 エチルベンゼン  
 特定化学物質・特別管理物質(特化則第38条の4)  
 エチルベンゼン

特殊健康診断対象物質・現行取扱労働者(法第 66 条第 2 項、施行令第 22 条第 1 項)

第3号 エチルベンゼン

第6号 キシレン

第6号 トルエン

第6号 メチルエチルケトン

特殊健康診断対象物質・過去取扱労働者(法第 66 条第 2 項、施行令第 22 条第 2 項)

第9号の2 エチルベンゼン

特殊規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質

(令和 5 年 7 月 4 日基発 0704 第 1 号・5 該当物質の一覧)

エチルベンゼン

皮膚等障害化学物質等・皮膚吸収性有害物質

(安衛則第 594 条の 2 第 1 項、令和 4 年 5 月 31 日基発 0531 第 9 号、令和 5 年 7 月 4 日基発 0704 第 1 号・5 該当物質の一覧)

63 キシレン

173 トルエン

265 メチルエチルケトン

変異原性が認められた既存化学物質(法第 57 条の 5、平成 5 年 5 月 17 日基発第 312 号の 3)

ビスフェノールA型エポキシ樹脂中間体

化学物質管理促進法・

PRTR: 第1種指定化学物質(法第 2 条第 2 項、施行令第 1 条別表第 1)

第73号 エチルベンゼン

第103号 キシレン

第347号 トルエン

毒物及び劇物取締法:

非該当

船舶安全法:

引火性液体類(危規則第 3 条危険物告示別表第 1)

航空法:

引火性液体(施行規則第 194 条危険物告示別表第 1)

港則法:

その他の危険物・引火性液体類

(法第 20 条第 2 項、規則第 12 条、危険物の種類を定める告示別表)

労働基準法:

年少者就業制限危険有害物(法第 62 条第 2 項、年少者則第 8 条)

第33号 その他これらに準ずる有害物

第29号 労働安全衛生法施行令別表第 1 に掲げる危険物

女性就業制限有害物(法第 64 条の 3 第 1 項、女性則第 2 条第 1 項第 18 号)

キシレン、トルエン、エチルベンゼン

疾病化学物質(法第 75 条第 2 項、施行規則第 35 条別表第 1 の 2 第 4 号 1、平成 25 年 9 月 30 日告示第 316 号)

キシレン

トルエン

ビスフェノールA型及びF型エポキシ樹脂

感作性を有するもの

(法第 75 条第 2 項、施行規則第 35 条別表第 1 の 2 第 4 号 1、平 8 年 3 月 29 日基発第 182 号・第 2)

ビスフェノールA型及びF型エポキシ樹脂

## 16.その他の情報

本データシートは作成時又は改訂時において、製品及びその組成に関する最新の情報(危険有害性情報・取扱い情報)を集めて作成しておりますが、全ての情報を網羅したものではなく、新たな情報を入手した場合には追加・修正を行ない改訂いたします。

また、本データシートに記載のデータは、その製品を代表する値であり、保証値ではありません。本製品を当社が認めた材料以外のものとの混合、当社が認めた仕様以外の特殊な条件で使用する場合には、使用者において安全性の確認を行なってください。